一般社団法人日本転倒予防学会　シンボルマーク使用規程

（目的）

第 1 条　この規程は、一般社団法人日本転倒予防学会（以下「本会」という）の理念および活動についての関心を高め、理解の促進や知名度の向上を目的として、本会独自のシンボルマーク（登録商標 第 5747363 号）を定め、その使用について必要な事項を定めるものである。

（シンボルマーク）

第 2 条　シンボルマークは、次のとおりとする。

（シンボルマークの管理および事務処理）

第 3 条　シンボルマークの原図の管理およびシンボルマークの使用に関わる事務処理は、本会事務局が行う。

（シンボルマークの使用者の資格）

第 4 条　シンボルマークの使用者は以下の者とする。

1）本会事務局、理事会、各委員会
2）本会主催および共催の各イベント関係者
3）本会会員で、本会代表理事が適当と認める者

（シンボルマークの使用対象活動）

第 5 条　シンボルマークの使用対象活動は以下のものとする。

1）本会活動に関連する、発行文書、学会誌などの刊行物、イベントなどの掲示物、その他ホームページなど広報活動での使用
2）本会会員による活動で、本会代表理事が適当と認めるもの

（シンボルマークの使用の申請）

第 6 条　第 4 条 2）および 3）に該当する者は、その対象活動ごとに事前に本会代表理事に対し、別に定める使用申請書および、サンプル案を提出し、許可を得なければならない。

（シンボルマークの使用の許可）

第 7 条　第 6 条のシンボルマークの使用の申請があったときには、その内容が適当と認められるものについて、本会代表理事は当該の使用を許可する。

（シンボルマークの使用方法）
第 8 条 シンボルマークの使用方法は、本規程および別に定める「一般社団法人日本転倒予防学会シンボルマーク使用の手引き」に従うものとする。

(シンボルマーク使用者の義務)
第 9 条　シンボルマークの使用者は、第 1 条に定める目的に反して、シンボルマークを使用してはならない。
第 10 条シンボルマークの使用者は、シンボルマークの使用について、本会代表理事の指示に速やかに従わなければなりない。また、本会代表理事の許可なく、第三者に、シンボルマークを提供してはならない。

（シンボルマークの使用期間）
第 11 条　シンボルマークの使用期間は、シンボルマーク使用の対象活動の期間内とする。

（シンボルマークの使用停止）
第 12 条　本会代表理事は､第 6 条に定める使用申請書の内容に虚偽があった場合､その他、本規程に反する不適切な使用があった場合は、その使用者に、シンボルマークの使用の停止を求めることができる。

（その他）
第 13 条　本規程にない事項については、本会代表理事の判断により決定する。

（規程の改廃）
第 14 条　本規程の改廃は、理事会の議を経て、代議員会が承認する。

（附則）
本規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。
本規程は、令和 4 年 4 月 9 日より施行する。